

三重県公安委員会審査請求手続規則をここに公布します。  
平成二十八年四月一日

三重県公安委員会委員長 田 中 彩 子

### 三重県公安委員会規則第六号

三重県公安委員会審査請求手続規則

改正 令和 元年 六月二十五日三重県公安委員 令和 三年 二月十六日三重県公安委員

会規則第五号 会規則第三号

### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 審査請求に関する一般的手続（第三条―第二十六条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する審査請求に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則で使用する用語は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

第二章 審査請求に関する一般的手続

（物件の提出）

第三条 法、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号。）及びこの規則の規定による審査庁への書類その他の物件の提出は、三重県警察本部を経由して行うものとする。

（総代の互選の命令の方式等）

第四条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第十一条第二項の規定による総代の互選の命令は、総代互選命令書（様式第一号）により行うものとする。

2 審査庁は、総代が選任されたときは総代選任通知書（様式第二号）により、解任されたときは総代解任通知書（様式第三号）により、他の審理関係人に対し、その旨を通知するものとする。

（参加の許可の通知の方式等）

第五条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第十三条第一項の許可をしたとき又は許可をしないときは、当該許可又は不許可に係る利害関係人に対し、審査請求参加許可（不許可）決定書（様式第四号）によりその旨を通知するものとする。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項の規定による参加の要求は、審査請求参加要求書（様式第五号）により行うものとする。

3 審査庁は、利害関係人が新たに参加人となったときは参加通知書（様式第六号）により、利害関係人から参加の取り下げがあったとき又は利害関係人の参加が取り消されたときは参加取下げ（取消）通知書（様式第七号）により、審理関係人に対しその旨を通知するものとする。

（補正の命令の方式）

第六条 法第二十三条の規定による補正の命令は、補正命令書（様式第八号）により行うものとする。

（執行停止についての処分庁の意見の聴取の方式等）

第七条 法第二十五条第三項の規定による処分庁の意見の聴取は、書面により行うものとする。  
2 審査庁は、法第二十五条第二項又は第三項の規定による執行停止をしたときは執行停止決定書（様式第九号）により、執行停止をしないときは執行不停止決定書（様式第十号）により、審査請求人、参加人及び処分庁（処分庁が審査庁である場合にあつては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。）に対し、その旨を通知するものとする。

（執行停止の取消しの通知の方式）

第八条 審査庁は、法第二十六条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、執行停止取消書（様式第十一号）によりその旨を通知するものとする。

（審査請求の取下げの通知の方式等）

第九条 審査庁は、法第二十七条の規定による審査請求の取下げがあったときは、参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合には参加人。第二十五条第二項において同じ。）に対し、審査請求取下通知書（様式第

十二号)によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、前項の審査請求の取下げがあったときは、法第三十二条第一項若しくは第二項又は法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をこれらを提出した者に返還しなければならない。この場合において、当該書類その他の物件の返還は、還付請書(様式第十三号)と引換えに行わなければならない。

(処分庁等に対する弁明書の提出の要求の方式)

第十条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第二項の規定による弁明書の提出の要求は、弁明書提出要求書(様式第十四号)により行うものとする。

(反論書等を提出すべき期間の通知の方式)

第十一条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十条第一項又は第二項の相当の期間を定めるときは、審査請求人には反論書提出期限通知書(様式第十五号)により、参加人には意見書提出期限通知書(様式第十六号)によりその旨を通知するものとする。

(意見の陳述の機会供与の通知の方式等)

第十二条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第二項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集は、口頭意見陳述実施通知書(様式第十七号)により通知するものとする。

2 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第一項の規定により意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述聴取結果記録書(様式第十八号)を作成するものとする。

一 事案の件名

二 意見の陳述の日時及び場所

三 意見の陳述をした者の氏名及び住所

四 意見の陳述の要旨

(補佐人同伴の許可の通知の方式)

第十三条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第三項の許可をしたとき又は許可をしないときは、申立人に対し、補佐人帯同許可(不許可)決定書(様式第十九号)によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等を提出すべき期間の通知の方式)

第十四条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十二条第三項の相当の期間を定めるときは、審理関係人に対し、弁明書提出要求書、反論書提出期限通知書及び意見書提出期限通知書によりその旨を通知するものとする。

(物件の提出の通知の方式等)

第十五条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の申立てに係る書類その他の物件の提出を求めるとき又は物件の提出を求めないことを決定したときは、当該申立てをした者に対し、物件提出要求実施(不実施)通知書(様式第二十号)によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第一項又は法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七条第一項の規定による意見の聴取の場合に行われる場合であつて、その場において当該決定を行うときは、この限りでない。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の規定による物件の提出の要求は、物件提出要求書(様式第二十一号)に物件提出依頼回答書(様式第二十二号)及び物件送付通知書(様式第二十三号)を付して行うものとする。

3 前項の規定により物件の提出を受けたときは、物件提出通知書(様式第二十四号)により審査請求人又は参加人に通知するものとする。ただし、物件が提出されなかつたときは、物件提出拒否通知書(様式第二十五号)により当該申立てをした者に通知するものとする。

(証拠書類等の管理)

第十六条 審査庁は、法第三十二条第一項若しくは第二項又は法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した提出物目録(様式第二十六号)を作成しなければならない。

一 事案の件名

二 提出を受けた年月日

- 三 提出をした者の氏名及び住所
- 四 提出を受けた書類その他の物件の標目
- 2 審査庁は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る書類その他の物件を提出した者に交付しなければならない。
- 3 審査庁は、必要がなくなったときは、提出を受けた書類その他の物件を速やかにその提出した者に返還しなければならない。

4 第九条第二項後段の規定は、前項の規定による返還について準用する。

(証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知の方式)

第十七条 審査庁は、法第三十二条第一項若しくは第二項又は法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十三条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、これらを提出した者以外の審理関係人に対し、証拠書類等提出通知書(様式第二十七号)によりその旨を通知するものとする。

(参考人の陳述の通知の方式等)

第十八条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十四条の申立てに係る陳述若しくは鑑定を求めると又は陳述若しくは鑑定を求めないことを決定したときは、当該申立てをした者に対し、参考人陳述(鑑定)実施(不実施)通知書(様式第二十八号)によりその旨を通知するものとする。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十四条の規定による参考人の陳述又は鑑定の要求は、参考人陳述依頼書(様式第二十九号)又は鑑定依頼書(様式第三十号)により、それぞれ参考人陳述(鑑定)依頼回答書(様式第三十一号)を付して行うものとする。

3 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十四条の規定による参考人の陳述又は鑑定を行ったときは、参考人陳述聴取結果記録書(様式第三十二号)又は鑑定結果聴取記録書(様式第三十三号)を作成するものとする。

4 第十五条第一項ただし書の規定は第一項の通知について、第十二条第二項の規定は口頭による法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十四条に規定する参考人の陳述について、それぞれ準用する。  
(検証の通知の方式等)

第十九条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十五条第一項の申立てに係る検証をすること又は検証をしないことと決定したときは、当該申立てをした者に対し、検証申立て採用(不採用)通知書(様式第三十四号)によりその旨を通知するものとする。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十五条第二項の規定による通知は、検証実施通知書(様式第三十五号)により行うものとする。

3 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十五条第一項の検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証結果記録書(様式第三十六号)を作成するものとする。

- 一 事案の件名
- 二 検証の日時及び場所
- 三 立会人の氏名及び住所
- 四 検証の結果

4 第十五条第一項ただし書の規定は、第一項の通知について準用する。

(質問の通知の方式等)

第二十条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十六条の申立てに係る審理関係人への質問をすること又は質問をしないことを決定したときは、当該申立てをした者に対し、質問実施(不実施)通知書(様式第三十七号)によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十六条の規定により質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けるべき者に対し、質問書(様式第三十八号)を送付し、回答書(様式第三十九号)による回答を求めるほか、出席を求めるときは出席要請書(様式第四十号)により行うものとする。

3 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十六条の規定により審理関係人に質問を行ったときは、質問結果記録書(様式第四十一号)を作成するものとする。

4 第十五条第一項ただし書の規定は第一項の通知について、第十二条第二項の規定は口頭による法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十六条の規定による質問について、それぞれ準用する。

(意見の聴取の通知の方式等)

第二十一条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七条第一項の規定により審理

関係人を招集しようとするときは、審理関係人に対し、意見聴取期日出席要請書（様式第四十二号）によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七条第三項の規定による通知は、審理手続期日等通知書（様式第四十三号）により行うものとする。

3 第十二条第二項の規定は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十七条第一項又は第二項の規定による意見の聴取について準用する。

（提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取の方式等）

第二十二条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十八条第二項の規定による提出人の意見の聴取は、意見聴取書（様式第四十四号）により行うものとする。

2 法第三十八条の規定による閲覧又は写し等の交付の可否、実施する日時及び場所並びに手数料及び納付方法については、提出書類等閲覧等決定書（様式第四十五号）により行うものとする。

3 審査庁は、法第三十八条第六項の規定により読み替えて適用する法第三十八条第四項の規定による手数料を徴収するときは、審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例（平成二十七年三重県条例第六十四号）に基づき行うものとする。

（手続の併合又は分離の通知の方式）

第二十三条 審査庁は、法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十九条の規定により数個の審査請求に係る審理手続を併合したときは審理手続併合通知書（様式第四十六号）により、併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離したときは審理手続分離通知書（様式第四十七号）により、審理関係人に対し、その旨を通知するものとする。

（審理手続の終結の通知の方式）

第二十四条 法第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第四十一条第三項の規定による審理手続を終結した旨の通知は、審理手続終結通知書（様式第四十八号）により行うものとする。

（裁決書の謄本の送達的方式等）

第二十五条 法第五十一条第二項又は第四項の規定による裁決書（様式第四十九号）の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書（様式第五十号）を付して行うものとする。

2 審査庁は、法第五十一条第二項ただし書の規定により公示の方法による送達をしたときは、参加人及び処分庁等に対し、公示送達実施通知書（様式第五十一号）によりその旨を通知するものとする。

（証拠書類等の返還に関する規定の準用）

第二十六条 第九条第二項後段の規定は、法第五十三条の規定による返還について準用する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 行政庁の処分又は不作為についての公安委員会に対する不服申立てであつて、法の施行前にされた行政庁の処分又は法の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年六月二十五日三重県公安委員会規則第五号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に三重県公安委員会に対して提出されている改正前の三重県公安委員会審査請求手続規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づく回答書等は、改正後の三重県公安委員会審査請求手続規則の規定に基づく回答書等とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和三年二月十六日三重県公安委員会規則第三号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の三重県道路交通法施行細則、三重県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則、委託を受けて確認事務を行うおとする法人の登録等の手続に関する規則及び三重県公安委員会審査請求手続規則（次項においてこれらを「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県道路交通法施行細則、三重県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則、

委託を受けて確認事務を行おうとする法人の登録等の手続に関する規則及び三重県公安委員会審査請求手続規則に基づいて提出された申請書等とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第 号

年 月 日

総代互選命令書

（審査請求人） 様

三重県公安委員会



年 月 日付けをもって提出のあった審査請求の審理に必要があるので、行政不服  
審査法第11条第2項の規定により、3人以内の総代を 年 月 日までに互選するよう命じま  
す。

第 号

年 月 日

総代選任通知書

(処分庁等) 殿

(参加人) 様

三重県公安委員会 印

(審査請求人) による (処分庁) が行った に関する処分に対する審査請求については、 年  
月 日付けをもって下記の者が総代に選任されたので、通知します。

記

第 号

年 月 日

総代解任通知書

（処分庁等） 殿

（参加人） 様

三重県公安委員会 印

（審査請求人）による（処分庁）が行った に関する処分に対する審査請求について、総代に選任されていた下記の者は、 年 月 日付けをもって解任されたので、通知します。

記



第 号

年 月 日

審査請求参加許可（不許可）決定書

（利害関係人） 様

三重県公安委員会



年 月 日にあなたから提出された、（審査請求人）による（処分庁）が行った に関する処分に対する審査請求に係る利害関係人としての参加について、行政不服審査法第13条第1項の規定により、許可（不許可）します。

第 号

年 月 日

審査請求参加要求書

（利害関係人） 様

三重県公安委員会



下記の審査請求について、利害関係人であるあなたに、行政不服審査法第13条第2項の規定により、参加人として、当該審査請求への参加を求めます。

記


- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求年月日
- 3 審査請求人の住所又は居所及び氏名
- 4 利害関係人として参加を求める理由

第 号

年 月 日

参加通知書

（審理関係人） 様

三重県公安委員会 

下記の者を（審査請求人）による（処分庁）が行った に関する処分に対する審査請求の参加人  
としたので、通知します。


記

第 号

年 月 日

参加取下げ（取消）通知書

（審理関係人） 様

三重県公安委員会 

（審査請求人）による（処分庁）が行った に関する処分に対する審査請求に関し、下記の参加人の参加が（を）取り下げられた（取り消した）ので、通知します。

記

第 号

年 月 日

補正命令書

（審査請求人） 様

三重県公安委員会



年 月 日付で、あなたから提出のあった審査請求は、下記の事項について不備があるため、行政不服審査法第23条の規定により、年 月 日までに補正するよう命じます。

なお、上記期限までに補正しないときは、行政不服審査法第24条第1項の規定により、あなたの審査請求を却下することがあるので、御承知おきください。

記

第 号

年 月 日

執行停止決定書

（審理関係人） 様

三重県公安委員会 印

年 月 日付けをもって執行停止の申立てのあった については、行政不服審査法第25条第2項の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

記

年 月 日から 月 日までの 日間執行を停止する。

第 号  
年 月 日

執行不停止決定書

（審理関係人） 様

三重県公安委員会 印

年 月 日付けをもって執行停止の申立てのあった については、下記の理由により、その執行を停止しないこととしたので、通知します。

記

理由

第 号

年 月 日

執行停止取消書

（審理関係人） 様

三重県公安委員会



年 月 日付けをもって通知した、（審査請求人）による（処分庁）が行った に関する処分に対する審査請求に係る の執行停止については、行政不服審査法第26条の規定により、下記のとおり取り消したので、通知します。

記

1 取消内容

2 理由



第 号

年 月 日

審査請求取下通知書

（処分庁等） 殿

（参加人） 様

三重県公安委員会 印

年 月 日付けをもって、下記の審査請求が取り下げられたので、通知します。

記

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求人の住所又は居所及び氏名
- 3 審査請求年月日

年 月 日

還付請書

三重県公安委員会 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては名称〕  
及び代表者の氏名

下記の目録の物件の還付を受け、領収しました。

記

目 録			
番号	品 名	数 量	備 考

取扱者 職

氏 名

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 号

年 月 日

弁明書提出要求書

（処分庁等） 殿

三重県公安委員会



年 月 日に提出された、（審査請求人）からの（処分庁）が行った に関する処分に対する審査請求について、行政不服審査法第29条の規定により、別添のとおり審査請求書（副本）を送付するので、当該審査請求に対する弁明書正副 通を 年 月 日までに提出することを求めます。

なお、行政不服審査法第29条第4項に掲げる書面を保有している場合は、弁明書に添付してください。また、同法第32条第2項の規定により、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出する場合は、 年 月 日までに提出してください。

第 号

年 月 日

反論書提出期限通知書

（審査請求人） 様

三重県公安委員会 印

年 月 日にあなたから提出された、（処分庁）が行った に関する処分に対する審査請求  
について、行政不服審査法第29条第5項の規定により、別添のとおり弁明書（副本）を送付します。

また、行政不服審査法第30条第1項の規定により弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書  
面（反論書）を提出する場合は、 年 月 日までに、同法第32条第1項の規定により証拠書類又  
は証拠物を提出する場合は、 年 月 日までに、それぞれ提出してください。

第 号

年 月 日

意見書提出期限通知書

（参加人） 様

三重県公安委員会 印

年 月 日に提出された、（審査請求人）からの（処分庁）が行った に関する処分に対する審査請求について、行政不服審査法第29条第5項の規定により、別添のとおり弁明書（副本）を送付します。

また、行政不服審査法第30条第2項の規定により審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（意見書）を提出する場合は、年 月 日までに、同法第32条第1項の規定により証拠書類又は証拠物を提出する場合は、年 月 日までに、それぞれ提出してください。

第 号

年 月 日

口頭意見陳述実施通知書

（申立人） 様

三重県公安委員会 印

年 月 日をもって、あなたから申立てのあった、 に関する処分についての審査請求に係る口頭による意見陳述については、下記のとおり実施することとしたので、出席してください。

なお、あなたがこの口頭による意見陳述に正当な理由なく出席しない場合は、行政不服審査法第41条第2項第2号の規定により、審理手続を終結させることがあるので、御承知おきください。

記

1 開催日時

2 場所

口頭意見陳述聴取結果記録書		
事案件名		
聴取実施日時		
聴取実施場所		
聴取者		
出席者		
審査請求人	住所・居所	
	氏名・名称	
参加人	住所・居所	
	氏名・名称	
補佐人	住所・居所	
	氏名	
処分庁等	所属・氏名	
	所属・氏名	
口頭意見陳述の概要		
審査請求人		
参加人		
その他事項		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 号

年 月 日

補佐人帯同許可（不許可）決定書

（申立人） 様

三重県公安委員会 印

年 月 日をもって、あなたから提出された、口頭による意見陳述に係る補佐人 の帯同  
を許可する（下記の理由により許可しない） こととしたので、通知します。

記

補佐人の帯同を認めない理由



第 号

年 月 日

物件提出要求実施（不実施）通知書

（申立人） 様

三重県公安委員会 印

年 月 日をもってあなたから申立てのあった、 に関する処分についての審査請求に係る物件提出要求については、実施する（しない）こととしたので、通知します。

第 号

年 月 日

物件提出要求書

（物件の所持人） 様

三重県公安委員会



審査請求の審理のために必要がありますので、行政不服審査法第33条の規定により、下記のとおり物件の提出をお願いします。つきましては、同封の物件提出依頼回答書に、必要な事項を記載して、年 月 日までにお送りください。また、物件の提出に際しては、物件送付通知書を添付してください。

記

- 1 審査請求
- 2 審査請求人の住所又は居所及び氏名
- 3 提出を求める物件の名称及び数量
- 4 提出を求める物件の提出期限
- 5 提出を求める物件の提出先

年 月 日

物件提出依頼回答書

三重県公安委員会 殿

住所

氏名

依頼のあった、(処分庁)が行った に関する処分に対する審査請求に係る審理のための物件を提出することについては、下記のとおり回答します。

記

承諾します。

拒否します。

(注意事項) 一方を消してください。

年 月 日までに回答がない場合は、拒否する旨の通知があったものとみなします。

年 月 日

物件送付通知書

三重県公安委員会 殿

住所

氏名

依頼のあった、(処分庁)が行った に関する処分に対する審査請求に関する下記の物件を、行政不服審査法第33条の規定により別添のとおり提出します。

記

第 号

年 月 日

物件提出通知書

（審査請求人・参加人）殿（様）

三重県公安委員会



（処分庁）が行った に関する処分に対する審査請求に関して、（提出者）から、行政不服審査法第33条の規定により、下記のとおり物件が提出されたので、通知します。

記

第 号

年 月 日

物件提出拒否通知書

（申立人） 様

三重県公安委員会 印

年 月 日をもって、あなたから申立てのあった、 に関する処分についての審査請求に係る物件提出要求については、当該物件の所持人から提出を拒否する旨の通知がありましたので、通知します。

<p>提出物目録</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">三重県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p>行政不服審査法 の規定により、下記のとおり を受領しました。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
事案件名			
提出者	氏 名		
	住 所		
提出を受けた 年 月 日	年 月 日		
目 録			
番 号	標 目	数 量	備 考
<p>取扱者 職 氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>(提出者への注意事項) 提出した物件の返還を受けようとするときは、この書類を持参すること。</p>			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 号

年 月 日

証拠書類等提出通知書

（審査請求人・参加人）殿（様）

三重県公安委員会



（処分庁）が行った に関する処分に対する審査請求に関して、 から、行政不服審査法第  
条の規定により、下記のとおり が提出されたので、通知します。

記



第 号

年 月 日

参考人陳述（鑑定）実施（不実施）通知書

（申立人） 様

三重県公安委員会



年 月 日をもってあなたから申立てのあった、 に関する処分についての審査請求に係る参考人陳述（鑑定）の要求については、実施する（しない）こととしたので、通知します。

第 号

年 月 日

参考人陳述依頼書

（参考人） 殿（様）

三重県公安委員会



審査請求の審理のために必要がありますので、行政不服審査法第34条の規定により、下記のとおり参考人として知っている事実についての陳述をお願いします。つきましては、同封の参考人陳述依頼回答書に、必要な事項を記載して、 年 月 日までにお送りください。

記

- 1 審査請求
- 2 審査請求人の住所又は居所及び氏名
- 3 陳述を求める主な内容
- 4 陳述を聴取する日時及び場所
- 5 陳述を聴取する者の氏名等

[本件連絡先]

第 号

年 月 日

鑑定依頼書

（鑑定人） 殿（様）

三重県公安委員会



審査請求の審理のために必要がありますので、行政不服審査法第34条の規定により、下記のとおり鑑定をお願いします。つきましては、同封の鑑定依頼回答書に、必要な事項を記載して、 年 月 日までに送ってください。

記

- 1 審査請求
- 2 審査請求人の住所又は居所及び氏名
- 3 鑑定を求める主な内容
- 4 鑑定結果の報告方法

[本件連絡先]

年 月 日

参考人陳述（鑑定）依頼回答書

三重県公安委員会 殿

住所

氏名

依頼のあった、(処分庁)が行った に関する処分に対する審査請求に係る審理のための陳述（鑑定）については、下記のとおり回答します。

記

承諾します。

拒否します。

（注意事項） 一方を消してください。

年 月 日までに回答がない場合は、拒否する旨の通知があったものとみなします。

参考人陳述聴取結果記録書		
聴取実施日時		
聴取実施場所		
聴取者		
参考人	住所・居所	
	氏名・名称	
その他出席者		
審査請求人	住所・居所	
	氏名・名称	
参加人	住所・居所	
	氏名・名称	
参考人陳述の概要		
その他事項		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

鑑定結果聴取記録書		
聴取実施日時		
聴取実施場所		
聴取者		
鑑定人	住所・居所	
	氏名・名称	
その他出席者		
審査請求人	住所・居所	
	氏名・名称	
参加人	住所・居所	
	氏名・名称	
鑑定結果の 概要		
その他事項		

第 号

年 月 日

検証申立て採用（不採用）通知書

（申立人） 様

三重県公安委員会



年 月 日をもってあなたから申立てのあった、 に関する処分についての審査請求に係る検証については、実施する（しない）こととしたので、通知します。なお、検証の日時等については、追って通知します。

第 号

年 月 日

検証実施通知書

（申立人） 様

三重県公安委員会



あなたから申立てのあった、 に関する処分についての審査請求に係る検証については、下記のとおり実施することとしたので、通知します。

また、あなたは、行政不服審査法第35条の規定により、下記検証に立ち会うことができることを、併せて通知します。

記

1 実施日時

2 場所



検証結果記録書		
事案件名		
検証実施日時		
検証場所	住所	
	名称	
検証実施者		
立会人		
審査請求人	住所・居所	
	氏名・名称	
施設管理者	住所	
	氏名	
検証結果の概要		
その他事項		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 号

年 月 日

質問実施（不実施）通知書

（申立人） 様

三重県公安委員会



年 月 日をもって、あなたから申立てのあった、 に関する処分についての審査請求に係る（審理関係人）に対する質問については、実施する（しない）こととしましたので、通知します。

第 号

年 月 日

質問書

（審理関係人） 殿（様）

三重県公安委員会



（処分庁）が行った に関する処分に対する審査請求の審理のために必要がありますので、行政不服審査法第36条の規定により、下記の質問事項について、 年 月 日までに文書で回答するよう求めます。

記

年 月 日

回答書

三重県公安委員会 殿

（審理関係人）

依頼のあった、（処分庁）が行った に関する処分に対する審査請求に係る質問については、下記  
のとおり回答します。

記

第 号

年 月 日

出席要請書

（審理関係人） 殿（様）

三重県公安委員会 印

（処分庁）が行った に関する処分に対する審査請求の審理のために必要がありますので、行政不服審査法第36条の規定により、下記のとおり質問を実施しますので、出席してください。

記

- 1 実施日時及び場所
- 2 質問事項
- 3 陳述を聴取する者の氏名等

質問結果記録書		
質問実施日時		
質問実施場所		
質問者		
回答者		
審査請求人	住所・居所	
	氏名・名称	
参加人	住所・居所	
	氏名・名称	
処分庁等	所属・氏名	
	所属・氏名	
質問及び回答の概要		
その他事項		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 号

年 月 日

意見聴取期日出席要請書

（審理関係人） 殿（様）

三重県公安委員会



が行った に関する処分に対する審査請求に関して、行政不服審査法第 37 条第 1 項の規定により、審理手続の申立てに関する意見聴取を下記のとおり実施することとしたので、出席してください。

記

1 開催日時

2 場所

第 号

年 月 日

審理手続期日等通知書

（審理関係人） 殿（様）

三重県公安委員会



が行った に関する処分に対する審査請求に関して、行政不服審査法第 37 条第 3 項の規定により、審理手続の期日及び場所並びに審理手続の終結予定時期について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 審理手続の期日及び場所

(1) 口頭意見陳述

(2) 参考人の陳述

(3) 物件の提出

2 審理手続の終結予定時期



第 号

年 月 日

意見聴取書

(物件の提出者) 様

三重県公安委員会



に関する処分についての審査請求に関して、(審査請求人又は参加人) から、下記のとおり閲覧及び写し等の交付の請求を受けたことから、行政不服審査法第 38 条第 2 項の規定により、意見を聴取します。

記

- 1 閲覧の請求があった提出書類等
- 2 写し等の交付の請求があった提出書類等

第 号

年 月 日

提出書類等閲覧等決定書

(請求者) 様

三重県公安委員会 印

あなたから提出された、(審査請求人) による(処分庁)が行った に関する処分に対する審査請求に係る提出書類等の閲覧等の求めについては、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 閲覧について
- 2 写し等の交付について
- 3 閲覧及び写し等の交付を実施する日時及び場所について
- 4 写し等の交付に係る手数料及び納付方法について

第 号  
年 月 日

審理手続併合通知書

（審理関係人） 殿（様）

三重県公安委員会 印

下記の審査請求に係る審理手続は、行政不服審査法第39条の規定により、これらを併合することとしたので、通知します。

記

1 審理手続を併合する審査請求

- (1) 審査請求の件名
- (2) 審査請求人の住所又は居所及び氏名
- (3) 審査請求年月日

2 審理手続を併合する審査請求

- (1) 審査請求の件名
- (2) 審査請求人の住所又は居所及び氏名
- (3) 審査請求年月日

第 号

年 月 日

審理手続分離通知書

（審理関係人） 殿（様）

三重県公安委員会



年 月 日付け文書をもって通知した、行政不服審査法第39条の規定により併合した審理手続から、下記の審査請求に係る審理手続を分離することとしたので、通知します。

記

1 審理手続を分離する審査請求

- (1) 審査請求の件名
- (2) 審査請求人の住所又は居所及び氏名
- (3) 審査請求年月日

2 審理手続を分離する審査請求

- (1) 審査請求の件名
- (2) 審査請求人の住所又は居所及び氏名
- (3) 審査請求年月日

第 号

年 月 日

審理手続終結通知書

（審理関係人） 殿（様）

三重県公安委員会



に関する処分に対する審査請求についての審理手続を終結したので、行政不服審査法第 41 条第 3 項の規定により通知します。

裁 決 書

審査請求人 住所

氏名

年 月 日付けで申立てのあった審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

事案の概要

審理関係人の主張の要旨

理 由

年 月 日

三 重 県 公 安 委 員 会 印

第 号

年 月 日

裁決書謄本送付書

(審査請求人) 殿 (様)

三重県公安委員会



年 月 日付けをもって審査請求人 により提起された に つ  
いての審査請求に対して裁決したので、行政不服審査法第 51 条第 2 項及び第 4 項の規定により、別添  
のとおり裁決書の謄本を送付します。

第 号

年 月 日

公示送達実施通知書

（参加人・処分庁等） 殿（様）

三重県公安委員会



に関する処分に対する審査請求の裁決書の謄本については、（審査請求人・処分の相手方）に送付することができなかったことから、行政不服審査法第 51 条第 2 項ただし書の規定により、公示送達を実施したので通知します。